

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和7年4月1日現在)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3第2項の規定により、等級及び職制上の段階ごとの職員数について公表します。

行政職給料表（１）

等 級	等級別基準職務表に規定する 基 準 と な る 職 務	合 計		内 訳		職 制 上 の 段 階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段 階
1級	定型的な業務を行う職務	122	19.4	一般職員	122	402	63.9	係員級
				計	122			
2級	主任の職務	280	44.5	主任	280			
				計	280			
3級	係長、担当係長、園長及び館長の職務	156	24.8	係長	64	156	24.8	係長級
				担当係長	81			
				園長	1			
				館長	10			
				計	156			
4級	課長、担当課長、室長、委員会等の事務局長及び国分寺市議会事務局次長の職務	60	9.5	課長	46	60	9.5	課長級
				担当課長	8			
				室長	3			
				事務局長	2			
				議会事務局次長	1			
				計	60			
5級	部長、担当部長、会計管理者及び国分寺市議会事務局長の職務	11	1.7	部長	9	11	1.7	部長級
				担当部長	1			
				会計管理者	0			
				議会事務局長	1			
				計	11			
	合計	629	100					

行政職給料表（２）

等 級	等級別基準職務表に規定する 基 準 と な る 職 務	合 計		内 訳		職 制 上 の 段 階		
		(人)	(%)	職 名	(人)	(人)	(%)	段 階
1級	定型的な業務を行う職務	2	8.7	一般職員	2	21	91.3	係員級
				計	2			
2級	技能主任の職務	19	82.6	技能主任	19			
				計	19			
3級	技能係長の職務	2	8.7	技能係長	2	2	8.7	係長級
				計	2			
	合計	23	100					